

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

（契約課）

一

告 示

○災害等廃棄物処理の事務の受託（八件）

（廃棄物対策課）

一

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

（同）

五

○救急医療機関の申出事項変更の届出

（医療整備課）

六

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（障害福祉課）

六

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

六

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

（同）

六

○就農支援資金（就農施設等資金）に係る償還金の収納事務の委

託

六

託

（農林水産経営支援課）

六

○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）

（森林整備課）

七

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様

式）の一部改正

八

式）の一部改正

（契約課）

八

選挙管理委員会

（同）

八

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示（二件）

（同）

八

人事委員会

（同）

八

○人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則

（同）

八

○人事委員会の権限（管理職手当）の一部委任の一部を改正する告示

（同）

八

規 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中、「十分の四」を、「十分の五」に改める。

第二十九条の二第一項中、「五百万円以上で、かつ、工期が百日以上」を、「三百万円以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（平成二十三年三月十一日以後に締結された契約を変更するものを含む）について適用し、同月十日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第三百四十八号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、

石巻市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、石

巻市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）

第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下、「災害等廃棄

物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下、「委託事務」という。）

の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な

分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生ずる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、石巻市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、石巻市と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を石巻市長に送付するものとする。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに石巻市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、石巻市と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百四十九号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、塩蘆市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩蘆市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、塩蘆市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）

第二十二條に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生ずる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、塩蘆市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、塩蘆市と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を塩蘆市長に送付するものとする。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに塩蘆市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、塩蘆市と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、平成二十三年四月十四日から施行する。

○宮城県告示第三百五十号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、気仙沼市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、気仙沼市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）

第二十二條に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めることによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、気仙沼市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、気仙沼市と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を気仙沼市長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに気仙沼市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、気仙沼市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月七日から施行する。

○宮城県告示第三百五十一号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、名取市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、名取市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）

第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」といふ。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」といふ。）

の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めることによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、名取市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、名取市と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を名取市長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに名取市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、名取市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月十五日から施行する。

○宮城県告示第三百五十二号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、岩沼市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、岩沼市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）

第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」といふ。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」といふ。）

の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、岩沼市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、岩沼市と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を岩沼市長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに岩沼市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、岩沼市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月十五日から施行する。

○宮城県告示第三百五十三号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、巨理町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、巨理町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）

第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」といふ。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」といふ。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な

分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。
（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、巨理町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、巨理町と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を巨理町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに巨理町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、巨理町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月十五日から施行する。

○宮城県告示第三百五十四号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、山元町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

山元町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、山元町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）

第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」といふ。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」といふ。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な

分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。
（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めることによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、山元町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、山元町と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を山元町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに山元町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、山元町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月十五日から施行する。

○宮城県告示第三百五十五号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、女川町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

女川町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、女川町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）

第二十二條に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」といふ。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」といふ。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めることによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、女川町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、女川町と宮城県とが協議して定める。

この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を女川町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに女川町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、女川町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年四月七日から施行する。

○宮城県告示第三百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「法」といふ。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」といふ。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社長洲商店

2 所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡東四丁目十三番一号

3 代表者の氏名 代表取締役 長洲 龍一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市早股字前川一番四十二及び宮城県岩沼市押分字須加原百十四番三十一

三 産業廃棄物処理施設の種類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十三年四月一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十三年五月十三日から平成二十三年六月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十三年六月二十七日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第三百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があつた。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	登米市立佐沼病院	名 称
変更後	登米市立登米市民病院	

○宮城県告示第三百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇六七九	希望 石巻市鹿又字新八幡 前六番地	就労継続支援A型	株式会社希望の光	平成二十三年五月一日
〇四一〇三〇〇三三〇	ムーブルガーデン 塩竈市西玉川町五十 四・九十九	就労移行支援 就労継続支援B型	医療法人菅野愛生会	平成二十三年五月一日

○宮城県告示第三百五十九号

障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一〇六〇〇二七	宮城県不忘園 白石市大鷹沢大町字若林一三一	白石市外二町組合	平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第三百六十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があつたので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	辞退年月日
〇四一〇六〇〇一七五	宮城県不忘園 白石市大鷹沢大町字 若林一三一	身体障害者療護施設（入所）	宮城県	平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第三百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、就農支援資金（就農施設等資金）に係る償還金の収納事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月十三日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二

仙台農業協同組合

巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原三十六

みやぎ巨理農業協同組合

名取市増田一丁目十二番三十六号

名取岩沼農業協同組合

岩沼市中央二丁目五番三十号

岩沼市農業協同組合

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二

あさひな農業協同組合

大崎市古川北町三丁目十番三十六号

古川農業協同組合

加美郡色麻町四竈字柵木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

大崎市岩出山下野目字二ツ屋二十九番地

いわでやま農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

みどりの農業協同組合

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

栗つこ農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

石巻市中里五丁目一番十二号

いしのまき農業協同組合

本吉郡南三陸町志津川字大森一番地

南三陸農業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十四号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月十三日から施行する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条の「第二項中」「10分の6」を「10分の7」に改める。

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院の項中、「財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院」を「公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年五月十三日から施行する。

○宮選管告示第五十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城県借楽園の項及び宮城県和風園の項を削る。
附 則

この告示は、平成二十三年五月十三日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

宮城県人事委員会
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十八・五十一

人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

課参	長事
課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	七種

を

課参	長事
局 副 参 事	四種
課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	七種

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・十八（管理職手当）の規定は、平成二十三年五月一日から適用する。

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十九年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（管理職手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年五月十三日

宮城県人事委員会
委員長 高 橋 俊 一

一 二中(6)を削る。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年五月十三日